

あいりん DOTS 業務マニュアル

1. 対象者

あいりん地域を主たる生活の場とする全結核患者（潜在性結核感染症治療者含む）

2. DOTS 回数・服薬支援者

原則以下とするが、対象者の状況にあわせて利用しやすい方法、必要回数を適宜検討する。

総合患者 分類	肺結核	肺外結核	潜在性結核感染症
回数	週 5 回以上 (A タイプ)		
服薬支援者	①西成区保健福祉センター保健師 ②あいりん DOTS 委託事業者 ③ふれあい DOTS 委託事業者 ④医療機関の医師・看護師等医療従事者 ⑤施設・介護事業者・学校・職場等関係者 ⑥家族・同居人等		

3. DOTS 委託事業導入基準

①登録時喀痰塗抹陽性患者の場合

退院基準を満たしていることを確認し、DOTS を導入する。

DOTS の種類	あいらん DOTS 事業		ふれあい DOTS 事業	
	拠点型	訪問型	医療機関外来型	薬局型
場 所	大阪自彊館 あいらん DOTS	自宅・職場・学校等 (あいらん地域内)	医療機関の外来 (大阪市内)	薬局 (大阪市内)
回 数	週 5 回		月 1、週 1・5～7 回	週 1・5～7 回
			(医療機関、薬局が対応可能な日数で調整)	
薬剤感受性 結果の把握	必要			
培養結果 固形：4 週 液体：3 週 ※ ¹ 下記参照	陰 性	【陽性・確認中の場合】 N95 マスク着用で 導入可能	陰 性	
方 法	① 服薬支援者の目の前で服薬 (DOT) ② 服薬手帳の記録により確認 ③ 残薬・薬殻を確認 ※複数回服薬確認が必要な患者には①を実施すること			
備 考	●多剤耐性結核患者の場合、導入時に次のいずれかの要件を満たすこと ① 喀痰塗抹陰性かつ 8 週培養検査 2 回陰性 ② 喀痰塗抹陰性かつ 6 週培養検査 3 回以上陰性 (参考)結核専門病院の培養最終週数 はびきの医療センター：6 週、 阪奈病院：4 週・6 週 近畿中央呼吸器センター：4 週・6 週 十三市民病院：6 週・8 週 大阪府結核予防会大阪複十字病院：4 週・8 週 ●結核専門医療機関に入院し、退院後も結核専門医療機関で外来 DOTS を実施する場合は、菌検査の必要条件を満たさない場合でも DOTS 開始可 ●DOTS 導入後に菌検査結果陽性が判明した場合は、随時対応について検討する			

※¹ 2 週間以上の標準的薬学療法が実施された後の培養結果を確認。

ただし、減感作・休薬・中断がある場合は個々のケースにより検討が必要。

②登録時喀痰塗抹陰性患者の場合（喀痰塗抹陽性で培養陰性患者を含む）

DOTS の種類	あいりん DOTS 事業		ふれあい DOTS 事業	
	拠点型	訪問型	医療機関外来型	薬局型
場 所	大阪自彊館 あいりん DOTS	自宅・職場・学校等 (あいりん地域内)	医療機関の外来 (大阪市内)	薬局 (大阪市内)
回 数	週 5 回		月 1、週 1・5～7 回	週 1・5～7 回
			(医療機関、薬局が対応可能な日数で調整)	
薬剤感受性 結果の把握	不要 培養陽性の場合は早急に結果を把握			
培養結果 固形：4 週 液体：3 週 ※ ² 下記参照	陰性 【陽性・確認中 の場合】 標準的薬学療法が 4 週間実施 されており、呼吸器症状がな ければ導入可	【陽性・確認中の場合】 N95 マスク着用で導入 可能 ※以下の要件をすべて 満たしていれば N95 マ スク不要で導入可 ・ 2 週間標準的薬学療法が実施されている ・ 呼吸器症状がない ・ 肺結核の場合、 病型がⅢ1 のみ ・ 再治療の場合、5 年 以内の治療でない	陰 性 【治療開始時に培養陽性で、以降、 痰が出ない等により菌検査結果を 確認できない場合】 標準的薬学療法が 4 週間実施され ており、呼吸器症状がなければ導入 可	
方 法	① 服薬支援者の目の前で服薬 (DOT) ② 服薬手帳の記録により確認 ③ 残薬・薬殻を確認 ※複数回服薬確認が必要な患者には①を実施すること			
備 考	●結核専門医療機関に入院し、退院後も結核専門医療機関で外来 DOTS を実施 する場合は、菌検査の必要条件を満たさない場合でも DOTS 開始可 ●DOTS 導入後に菌検査結果陽性が判明した場合は、随時対応について検討す る			

※² 治療開始時（治療開始前ではない）の培養検査の結果を確認。

ただし、減感作・休薬・中断がある場合は個々のケースにより検討が必要。

4. DOTS 方法の決定

- (1) 西成区保健福祉センターは、初回面接後得た患者情報を元に、退院後の DOTS の実施方法について、所内検討を行う。
- (2) 西成区保健福祉センターは、患者へ DOTS の説明を行う。

DOTS（服薬支援）計画書（DOTS 様式 2）：作成 DOTS 様式 2-1：患者へ配付 DOTS 様式 2-2、2-3：西成区保健福祉センターで保管
--

- (3) 西成区保健福祉センターは、DOTS 同意面接の状況を医療機関に報告する。

DOTS 様式 2-4：通院医療機関へ提出 DOTS 様式 2-5：入院医療機関へ提出
--

5. あいりん DOTS 委託事業の実施手順

※ふれあい DOTS 導入患者についてはふれあい DOTS 業務マニュアルに準じる

- (1) 西成区保健福祉センターは、あいりん DOTS 委託事業の導入基準を満たしているか確認する。
- (2) 西成区保健福祉センターは、あいりん DOTS NO. を付番する。

ふれあい・あいりん DOTS 個人票（DOTS 様式 1）：作成 DOTS 様式 1-1、1-2：西成区保健福祉センターで保管
--

- (3) 西成区保健福祉センターは、あいりん DOTS 委託事業者へ DOTS を依頼する。

DOTS 様式 1-3：委託事業者へ提出

- (4) 担当保健師は、本人及び服薬支援者と初回 DOTS（拠点型・訪問型）日程について調整後、服薬支援者と同伴で初回 DOTS を実施し、DOTS 計画を確認する。
- (5) 西成区保健福祉センターは、DOTS 実施翌月の 10 日までに、服薬支援者から月毎に DOTS 記録票（DOTS 様式 3-1、3-2）の報告を受ける。担当保健師は、服薬支援者と連携を図り、患者の副作用や受療状況等を含めた療養状況を把握するとともに、服薬内容の変更、中断等が生じた際は、速やかに服薬支援者より報告を受ける。なお中断や、複数回のキャンセルを把握した場合は、DOTS 方法・回数を見直す。

6. DOTS 終了時

- (1) 担当保健師は、治療終了時、患者および服薬支援者と最終 DOTS（拠点型・訪問型）日程調整後、可能な限り服薬支援者と同伴で最終 DOTS を実施する。
- (2) 担当保健師は、医療機関へ DOTS が終了したことを報告する。

- (3) 担当保健師は・結核患者登録票（ビジブル）に DOTS 状況を記載し、コホート検討会にて DOTS の評価を行う。

7. 服薬支援における役割

(1) 保健福祉センター担当医師

※ふれあい DOTS 業務マニュアルに準じる

(2) 担当保健師

※ふれあい DOTS 業務マニュアルに準じる

(3) 服薬支援者

- ・計画に基づき服薬確認を行う。薬の副作用などにも十分留意し患者の観察を行う。
- ・患者の都合により服薬支援が困難な場合や、その他問題が生じた場合は、速やかにその詳細について担当保健師に報告し連携する。

8. 服薬支援者との連携

※ふれあい DOTS 業務マニュアルに準じる

9. 関係機関との連携

患者のプライバシーに十分配慮したうえで、医療・福祉などの関係機関との連携を図る。

(1) 医療機関との連携

- ・西成区保健福祉センターは医療機関と DOTS カンファレンス等において治療方針や地域 DOTS 方法を検討する。また必要に応じて医師連絡、看護連携について協力を依頼する。

(2) 福祉関係との連携

- ・西成区保健福祉センターは、患者の治療状況・生活等について必要に応じ福祉関係機関との調整・連携を行う。可能な限り、DOTS への協力と副作用出現時・中断時の連絡を依頼する。

(3) 介護事業所・施設との連携

- ・西成区保健福祉センターは、患者が施設等へ入所、または、介護サービスを利用する場合は、可能な限り施設等へ出向き、DOT（対面服薬確認）についての協力を依頼する。その際、治療方針について情報を共有し、DOT の実施と、服薬手帳の記載、副作用出現時・中断時の連絡を依頼する。

DOTS 評価方法

●頁 5-30 に準じる

●地域 DOTS において、2 種類以上の DOTS 方法が混在する場合の、DOTS 方法の分類の考え方
・地域 DOTS の中で、最も長い DOTS 方法を採用する。ただし、2 種類以上の DOTS 方法が全く同じ期間実施されていた場合は、複数の DOTS 方法を採用する

【例：委託 DOTS と保健師 DOTS 実施期間が同じ→DOTS 方法は「委託 DOTS/保健師 DOTS」】